

省エネ改修  
に伴う

# 固定資産税の 減額制度が創設されました

平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、一定の要件を満たす省エネ改修が行われた住宅について、翌年度分の固定資産税の 3 分の 1 が減額されます。

●問い合わせ・申告先 税務課固定資産税係（☎ 82-1127）／総合事務所市民窓口課税務係（☎ 71-1523）

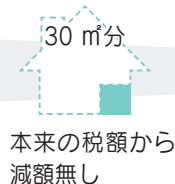
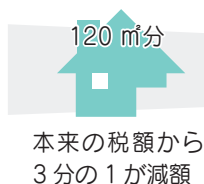


## 制度の内容は？

申告された翌年度分の固定資産税について、税額の 3 分の 1 が減額になります。ただし、改修された住宅の 120 m<sup>2</sup>分を限度とします。

<たとえば・・・>

延べ床面積が  
150 m<sup>2</sup>の住宅  
の場合



## 対象となる住宅は？

平成 20 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅が対象となります。ただし、平成 20 年 1 月 1 日以前に建築されていた住宅（賃貸住宅は除く）に限ります。



## 対象となる省エネ改修工事は？

次に挙げる①の工事、または①と合わせて②～④の工事を行った場合に対象となります。

- ① 窓の改修工事（複層ガラス化工事など。必須要件）
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 天井の断熱改修工事
- ④ 壁の断熱改修工事

CHECK!

申告期限は？

減額措置を受けるには、改修後 3 か月以内の申告が必要です。

※改修工事が行われた箇所が、現行の省エネ基準に適合している場合に対象となります。

※省エネ改修工事費が 30 万円以上の場合に対象となります。（省エネ改修に直接関係のない工事費用は含みません。）

※新築住宅や耐震改修による減額の対象となっている年度には適用されません。ただし、バリアフリー改修による減額との併用は可能です。



## 申告に必要な書類は？

- 省エネ改修に伴う固定資産税減額申請書（税務課固定資産税係、総合事務所市民窓口課に備え付け）
- 建築士、指定確認検査機関または登録性能評価機関による、省エネ基準に適合することの証明書（熱損失防止改修工事証明書）
- 省エネ改修に要した費用を証明する書類（領収書等の実際に支払った金額がわかる書類で、省エネ改修に要した金額が明記されているもの）